

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成 21 年高知県公安委員会規則第 9 号）の一部改正について

公開日 2018 年 04 月 06 日

1 規則等の題名

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成 21 年高知県公安委員会規則第 9 号）の一部改正

2 根拠法令・条項

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条の 3 第 2 項

3 規則等の制定日

平成 30 年 4 月 6 日（金曜日）

4 結果公示の日

平成 30 年 4 月 6 日

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 条）第 38 条第 4 項第 8 号に該当

6 適用除外の理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行による介護保険法の一部改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、5 の適用除外条項に定める意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であるため。

7 規則等の概要

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

別添のとおり

新旧対照表（銃刀法施行細則）

別添のとおり

8 担当課・連絡先

担当者：高知県警察本部生活安全部生活安全企画課

住所：高知市丸ノ内二丁目 4 幡 30 号

電話番号：088 - 826 - 0110（内線 3033）

公 安 委 員 会 規 則

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成30年4月6日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第3号

**高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正す
る規則**

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安
委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改め
る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（抜粋）

（医師の指定等）

第4条 法第4条の3第2項の規定に基づく診断を行う医師の指定は、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症（次項において「認知症」という。）の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

2～5 略

旧

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（抜粋）

（医師の指定等）

第4条 法第4条の3第2項の規定に基づく診断を行う医師の指定は、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症（次項において「認知症」という。）の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

2～5 略